

日立さくらメイツ派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日立さくらメイツ（以下「メイツ」という。）の派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣等)

第2条 一般社団法人日立市観光物産協会会長（以下「会長」という。）は、公的機関、一般社団法人日立市観光物産協会（以下「協会」という。）会員、その他これに類するところから派遣依頼があった場合、日立市（以下「市」という。）及び市特産品等のPR又はイメージアップに資すると認められる場合にメイツを派遣することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、メイツの派遣を認めない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか会長が不適当と認めるとき。

(派遣の申請)

第3条 メイツの派遣を希望する者は（以下「申請者」という。）は、派遣申請書（様式第1号）を、原則として派遣を受けようとする日の1か月前までに会長に提出しなければならない。

(派遣の承認等)

第4条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、内容について審査し、派遣の可否を派遣承認通知書（様式第2号）又は派遣不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(報酬等)

第5条 メイツの派遣に係る1日当たりの費用（消費税を含む）は、次の各号に掲げるメイツの活動時間に応じ、申請者が負担する。

- (1) 活動時間が4時間以内の場合 5,000円
- (2) 活動時間が4時間以上の場合 10,000円

2 前項の規定にかかわらず、メイツの服装が着物の場合、費用は20,000円とする。

3 メイツの派遣に旅費又は宿泊費が発生する場合、協会役員及び職員等の旅費に関する規程に基づいた費用を申請者が負担する。

- (1) 旅費 実費額
- (2) 宿泊費 13,000円

(承認の取消)

第6条 会長は、申請者がこの要綱に違反した場合は、派遣承認を取り消すことができる。

2 前項の取り消しにより、申請者及びイベント主催者等に生じた損害については、会長及び協会は一切の責任を負わない。

(責任)

第7条 メイツの派遣により申請者が被った損害及び申請者が第三者に与えた損害に対しては、会長及び協会は一切の責任を負わない。

(遵守事項)

第8条 申請者はメイツの品位を損なうことのないよう配慮しなければならない。

(禁止事項)

第9条 申請者はメイツに対し次の各号に掲げる項目を行ってはならない。

- (1) 午後10時以降の活動
- (2) 酒宴接客行為
- (3) 協会で指定している制服、着物以外の衣装着用
- (4) 長時間(10時間以上)の業務従事。ただし、やむを得ない事由により長時間の業務従事が必要な場合は、予め協会に了承を得なければならない。なお、この場合、メイツには適宜休憩時間を設けることとする。

(原状回復)

第10条 申請者は、メイツの衣装等を損傷又は汚損した場合は、申請者の負担により修理、クリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。